

別紙 3

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備 考
301	法令等の違反に対する処分	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	第106条第1項	×ウ	まちづくり推進課商工雇用推進係	
302	中小企業等協同組合への解散命令	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	第106条第2項	×ウ	まちづくり推進課商工雇用推進係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「○」 処分基準を設定している。

②「×」 処分基準を設定していない。

ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの

イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの